

○官庁営繕部の所掌する営繕工事における特定建設工事共同企業体の運用について

平成15年5月26日 国営管第63-3号 国営計第45-5号
最終改正 平成18年9月1日 国営管第113-3号 国営計第58-3号

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
から 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長 へ
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長 へ 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課長

今般、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に単体有資格業者等の参加を認めるものとし、「官庁営繕部直轄工事共同企業体の取扱いについて」の一部改正について（平成15年5月26日付け国営管第68-2号）を発出したところであるが、「官庁営繕部直轄工事共同企業体の取扱いについて」（昭和63年6月1日付け建設省営管発第305号。以下「通達」という。）の運用については下記によることとするので、遺憾なきよう措置されたい。

「官庁営繕部の所掌する営繕工事における特定建設工事共同企業体の運用について」（平成11年10月20日付け建設省営管発第465号、建設省営計発第144号）は廃止する。

なお、大規模かつ技術的難易度の高い工事については、特定建設工事共同企業体、単体有資格業者等を問わず、同種の工事の施工実績等の競争参加資格について、确实かつ円滑な施工が確保されるよう、慎重に確認を行うこと。

記

単体有資格業者等の競争参加資格要件

単体有資格業者等に求める経営事項評価点数、同種工事の実績、配置予定技術者の同種工事の経験については、特定建設工事共同企業体の代表者に求めるものと同様とする。